

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第39号

# ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4-1 総合福祉センター2F Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931(10:00~16:00 月・水・金)  
平成29年4月1日発行 第39号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)

## 北海道知的障がい児・者家族会連合会の現状と取り組み



北海道知的障がい児・者家族会連合会（以下道家連）は、地域が広大で広範囲にわたる為に道内8ブロックの構成で活動しております。

ここで“ちょっとだけ”鼻高に、我が北海道がいかに広大かを「ひょうごかぞくねっと」のみなさまに自慢したいと思います。

昨年の夏に、地元紙の北海道新聞に掲載された広告に『日本は小さい。北海道は大きい』とありました。

『北海道は広くて大きい』 我が日本は島国で世界から見れば小さい。でも、北国北海道は、その小さいことを感じさせない大きさを実感できる土地柄であるということだと思います。そして、その大きさの分だけ、感動も発見もたくさん見つかります。

北海道の面積は、九州+中国地方+四国3県分!! 日本の国土の5分の1を占めます。もうちょっと具体的に述べると、札幌一函館間は、近い感じもするのですが、東京一名古屋間とほぼ同じなので気軽に「ついでに寄る」といった距離ではありません。しかし、道家連の会員の気持ちちは近く、しっかり結ばれています。

札幌地区6施設、道央地区9施設、道南地区7施設、後志地区9施設、空知地区13施設、日胆地区15施設、道東地区16施設、道北地区18施設の家族会が加盟し、会員数は約8000名で組織されております。それほど広さがある北海道の家族会のため、8ブロックで構成しているのです。

道家連では、ここ数年、北海道選出の各政党の国会議員や・北海道議会議員・北海道議会保健福祉委員会委員長や北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課等に対して、我が子の幸せづくりに係る施策実現のための要望書を持参し、懇談をするといった取り組みをすすめています。

要望の内容は、全施連が掲げる4項目、および全施連を国のヒアリング団体に加えていただく事というものです。昨年は全国大会福岡大会での決議文に加えて道家連としての7項目を要望いたしました。

尚、道家連要望7項目の内容は、1. 親亡き後の看取りの施設（終の住処）として入所施設の機能の拡充 2. 指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）における

北海道知的障がい児・者家族会連合会  
会長 石川 謴

る安全の確保 3. 知的障がい者の生涯にわたる安心確保 4. 障害者総合支援法における障害支援区分の廃止 5. 知的障がい者の医療費の無料化 6. 知的障がい者の支援に関わる人材の確保 7. 障害福祉サービス等報酬の仕組みの改善等あります。

昨年は、障がい者支援施設に我が子、兄弟の生活を託している我々家族にとっても大変なショックと悲しみを覚えた事件が起きました。人間の命と尊厳の否定を語る犯人の言葉、そして、それに同調するかのようなネット上での書き込み、これらの背後にある社会の陰の部分に向こう時、落胆と深い悲しみ、そして激しい怒りに似た思いを持ちます。

この事件による犠牲者の数は戦後最悪と言われております。それが障がい者支援施設で起きたのです。

この事件を受けて道家連は亡くなった19名の方々の追善供養と今後の安全対策、特に日曜日・夜間の支援体制が脆弱になる時を含めた支援体制の強化と及び全般的な改善についての要望書を、昨年の10月3日に北海道保健福祉部長に提出しました。

その後、11月17日付北海道新聞に「福祉施設の防犯“強化”道補正予算に計上へ!!」の記事が掲載されました。

今年5月末に予定しています2017年度当会総会時の研修会では、これまでの講師による講演会方式ではなく、道内の主な政党、自由民主党、民進党、日本共産党、公明党に臨席いただき、前記の道家連要望7項目について各政党の見解を聞く予定をしております。

既に案内文と7項目の要望書への回答の依頼文を発送しております。

ある政党の道本部幹事長からは日曜日なので代表（国會議員）か自分が出席すると前向きな返答をいただいているところです。

今こそ、あらためて『ある社会が、その構成員のいくらかの人々を排除する場合に、それは弱くて脆い社会である』との国際障害者年のメッセージを思い起こし、万民の共通の価値としなければなりません。

そのためにも、障がいのある本人・家族・地域の皆さん・行政・政治家、すべての人が同じ想いを共有して『この子らを世の光に』の実現のために、今まで以上に力を合わせていかなければなりません。

中央研修会 11月18日 県民会館 大ホール

講師 弁護士 藤岡 毅 氏

## 「障害福祉とは基本的人権を保障すること — 65歳問題をとおして —」

基本的人権を保障することについて、65歳問題を通してご講演いただきました。



### 《65歳問題とは?》

障害のある人は、介護、就労支援、グループホーム等様々な障害施策を利用しています。ところが65歳になったときに、まずは介護保険を優先して使いなさいと言われ、障害施策、障害制度が後回しにされます。これが介護保険優先原則で、「障害者は65歳の誕生日から障害者でなくなるのか?」という疑問が出され、マスコミ等でも65歳問題と取り上げられるようになりました。その実定法上の根拠は、障害者総合支援法(以下支援法)の7条の他法との調整で、自立支援給付は介護保険法の規定による介護給付が優先されるので、自立支援給付に相当するものの中で介護保険で受けることができる時は、その限度に応じて自立支援給付は行わないとなっています。支援法における優先原則の根拠です。自立支援給付とは、障害者個人が利用できる、ヘルパーや通所などの支給のことです。介護保険法の規定とは介護保険法40条以下にサブ類型があり、使えるサービスが訪問介護、通所介護等の施策で、それが自立支援給付と重なります。たとえば支援法の居宅介護の身体介護(入浴・排泄・食事等の介護)ですが、介護保険法でも、似たような居宅サービスに訪問介護(入浴・排泄・食事・その他の日常生活上の世話)があります。条文からみるととてもよく似ていて、同じものに見えます。しかし、実際に使っている高齢障害者と介護保険利用高齢者とは、全然中身が違うというわけです。そこに大きな形式上の考え方と実態のギャップが現実にはあります。

※第七条 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による介護給付、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。(不正利得の徴収)

### 《介護保険優先の弊害》

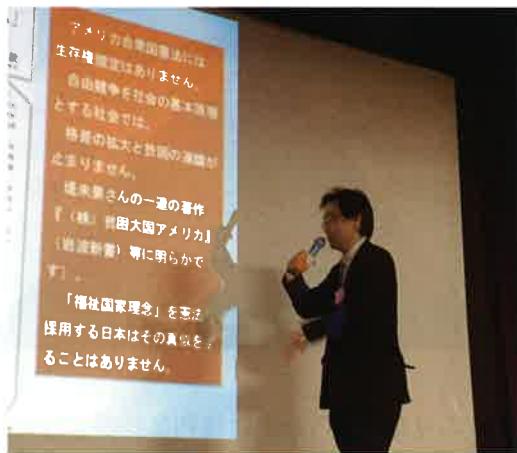
自立支援給付に相当する支援が行われた際に、実際には行われない場合は、支給制限をしています。福祉サービス全面打ち切りを平気でやっているのです。藤岡氏の立場からすると7条自体、その根底自体、考え方自体おかしいと言うことです。

例えば東京の脳性まひの人ですが、重度訪問介護を使って社会参加していましたが、65歳になると介護保険申請の提出を迫られ、障害福祉の全面打ち切りの通知が届きました。介護保険内では社会参加のための移動介護は認められませんし、訪問介護の時間も激減し暮らすことができません。その上利用料は1割負担です。弁護士団が動き事なきを得ましたが、類似の例は全国で起こっています。すべて介護保険優先を謳った7条によるものです。

結局7条がある要因は、二重取り禁止、二重給付の禁止の為です。同じようなサービスがある場合は両方から取れば二重取りです。

そこで仮に法律で存在している以上、法律を守らなければならぬという立場に立ち法律を守ってやります。仮に双方からの給付を前提として、どれを選択するかということになります。法律上の選択肢としては、3種類考えられます。例えば障害者の人が100時間ヘルパー給付を支援法から受けていて65歳に

なったとします。一つ目の方法は、支援法優先で100時間を支援法から出し、介護保険は一切出さない。二つ目は介護保険優先で、まずは介護保険から限度いっぱいの60時間、支援法から残りの40時間を給付する。最後は当事者の選択にゆだねます。どれも二重給付にはなっていません。にもかかわらず現行法は、二つ目の介護保険を先に使わなければなりません。ここに行政の実態があります。介護保険優先原理に基づいて行っているためです。その理屈というのは、支援法は一般財源で租税財源を基本としており、介護保険財源は、基本的に保険料（税金が使われていますが）から成り立っているからです。保険料は、被保険者の拠出金がプールされ、それが発動するための要保険事項（けがをした・病気になった・障害が残った等という事項）に対応します。事項ごとの一対一の関係で、お金を納めることと保険事項との関係に牽連性（意味：結びつきの強い関係性、法律用語）、関係性があります。そこで優先的に保険を使うという理屈になります。一見それが正当な説明のように見えますが、これを障害福祉の現場に形式的に当てはめるのは、合理性があるのかということが問われています。



### 《19年通知とは》

厚労省は、今の7条について平成19年に「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険給付との適用関係等について」という解釈通知（以下19年通知）を出しています。そこでは、介護保険優先の基本的考え方を示しています。今の流れを敷衍（フエン、意味：趣旨を押し広げて説明すること）するものです。しかし、一方では個別判断原則についても触れられています。個別判断の原則というのは、個別のケースに応じて、事業者等とも連携した上で、ニーズを把握して適切に自立支援給付と介護保険給付のいずれかの支給決定をしなければいけないというものです。個別性を重

視して、一律優先などの画一的判断はおかしいです。この行政区域ではすべての障害者は、「一日1時間以上は移動必要ない」のように、枠をはめるような類型的な発想はいけません。一人一人の必要性に応じるのが障害福祉の基本であり、そこは合致しています。一人一人の当事者から具体的な利用意向を聞き取り、把握した上で、適切に支給しないと謳っています。これは一律に介護保険を優先してはいけないと通知しているのです。

（同様の通知が何度も出されています）

### 《19年通知の落とし穴～固有施策例示の罪～》

障害福祉固有サービスについては、障害福祉が優先できることが通知には明記されています。一見障害者に有利に書いてあるように見えます。ここは介護保険を使わず、障害福祉を使えます。安心してくださいと書いてあるように見えますが、中身は就労支援は行動援護に限定しています。行動援護は強度行動障害を持っている方の外出介護です。就労移行支援で、要するに稼働年齢65歳よりも前に対象にしており、高齢者の就労は基本的に存在しないことです。誰が見てもわかりますのでわざわざ書く必要ないことです。

ところが行政側はこの通知を盾に、いろんなことを言っています。例えば、重度訪問介護（在宅の重度障害者が使うヘルパー制度）は、施策例に書かれていません。そうすると行政は、重度訪問介護は固有施策でないため、まずは介護保険を使わないといけませんと、押しつけてきます。障害者のための通達にもかかわらず、反対に解釈して、例示されていないものは優先しないのです。厚労省は単に就労支援と行動援護を例示しただけなのですが、現場では必ずこうなります。これは非常に罪作りなものになると思います。これを藤岡氏は固有施策例示の罪と呼んでいます。



### 《19年通知の落とし穴～周知徹底という語の罪～》

「介護保険を使いなさい」という促進、促しという文言があります。介護保険を使うはずにもかかわらず使わない人を見たら、介護保険の申請を行うように周知徹底しなさいと書いてあります。周知徹底って言葉の語感が強いので、行政は申請を徹底せねばと思うのです。またこの言葉を利用して、自立支援給付を減らすための口実として使われている側面もあります。それが周知徹底の文言です。厚労省からの通知に基づいて決定していると言っているですが、本来介護保険制度も支援法も、利用者の自己決定を尊重して、利用者がサービス選択できる制度のはずです。それにもかかわらず、どの施策を利用するかについて強制されるのです。それは本当に根本的な間違いだと思うのです。保険は確かに、保険料の方は法律上強制加入で、どんな人でも40歳以上（40歳以上の病障害者・65歳以上の高齢者）になれば、保険を利用できますが、そのこと、どのサービスをどれくらい使うかの自由は、次元が違うわけです。ある一定の施策が何種類かあり、どれを使うか、どの事業所を使うかは、本人の自由です。それならば介護保険事業所と障害福祉事業所と、どちらを使うかも自由なはずです。当たり前の話だと思いますが、まず介護保険を使いなさいというのは、原理的な矛盾があります。措置時代ではありませんので、行政手続き法の問題にもなります。促しというのは、行政があなたは介護保険使いなさいと言うのは強制ではなく、行政側のアドバイスです。あくまで行政手続き法の行政指導というのは、その人の任意の協力によってのみ実現されるものです。行政指導をする人は、市民が行政指導に、従わないとしても、市民に不利益なことをしてはいけないと規定しています。最高裁判例も、行政指導に従わないということを明確に表明した人に対して、行政指導を強制することは、違法だと言っています（最高裁判所判例 昭和60年7月判決・平成5年判決）。

全国で跋扈（バッコ 意味：ほしいままに振る舞う事。またはのさばりはびこること）している介護保険を統制しようという行為は、最高裁判例にも抵触するのではないか。そうなっても周知徹底という文言は過剰通知で、削除すべきだと思います。

※障害福祉と介護保険の目的の違い：障害福祉はノーマライゼーション理念に基づいて、社会参

加を支援するという制度であって、介護保険といふのは家族介護を少しでも救って、老人の機能回復をはかるものでそれ別です。

### 《我が事・丸ごと》

2016年7月15日から「我が事・丸ごと地域共生社会実現」というキャッチフレーズで今後の社会福祉施策が打ち出されました。その中では障害者も高齢者もすべての種別を越えてみんな一緒にやるべきです。一言で言えば、障害福祉の介護保険統合です。国は今突っ走っています。いかにもわざとらしいです。障害のある人と子供たちや高齢者がみんな一緒に仲良く暮らしているのは、一見この上なく美しい姿です。みんな助け合えばいい、これが福祉の姿だよというのは、道徳の世界ではいいです。しかし、法律の権利として人権を保障するというのは違うと思います。そういう意味では、「我が事・丸ごと」は地域の実情に応じてやりましょうと言っていますが、公的責任や公的支援を骨抜きにする流れにすぎないと思います。



藤岡氏の見たところ障害者権利条約が全然実現されておらず、道半ばどころか、1割ぐらいしかできていいくらいです。それを国内法化するためには骨格提言を法制化していくことが重要です。実際これは、藤岡氏が当時、総合福祉部会の一員として、法の理念、法律の総合部分についての条文を書かれていますので、こういう条文の意味するところの法律化を目指すというのが方向性です。「我が事・丸ごと」は誰もが分け隔て無く、それ自体は誰も反対できない美しい言葉だけれども、結局のところ介護保険に呑み込まれていけば、障害者が運動によって勝ち取ってきた権利はなし崩し的に崩壊するだろうというのが藤岡氏の強い意見です。《介護保険に呑み込まれてはいけない》

（文責 広報委員会）

# 平成28年度 カゼくねっと活動報告

## 阪 神

会長 笹川 かほる

### 〈主な活動〉

- 評議員会 5/15 参加者13名
  - 28年度事業計画
  - 各園の現状報告
- 7/28 参加者9名
- 10/5 参加者12名
- 11/24 参加者11名
- 1/24 参加者11名
- 2/9 参加者96名
- 3/7 • 研修会反省
  - 次期役員選出

理 事 会 3/1

### 〈研修会〉

日 時：2月9日  
 場 所：尼崎市立小田公民館 大ホール  
 参加者：96名  
 講 演：「障害者が輝いて生きていく為には」

#### シンポジスト：

一羊会一羊園施設長	山岡 賢治 氏
ななくさ新生園副施設長	若松 洋一 氏
尼崎武庫川園第1松の園施設長	吉崎恵美子 氏
ななくさ新生園保護者	山口 英治 氏
尼崎武庫川園第2松の園保護者	寺澤 節子 氏

#### コーディネーター：

兵庫県重症心身障害児(者)を守る会会長  
 小山 京子 氏

### ■シンポジウムのあらまし

まず、H30年4月実施の総合支援法改正法について、先行き不安や課題をそれぞれの立場から話す。施設関係の方からは、障害者にも生きがいを持ってもらう事。高齢化による医療体制の充実と生活の充実に腐心している事を語られました。

兄弟家族からは両親から引き継ぐ形でお兄さんの支援者になり苦しんだがお兄さんが輝くためのサポートをしようと思えるようになった事。若い兄弟たちが後に続いてほしい事を話されました。またグループホームは終の住処にはなれないで、入所を希望する親がもっと頑張らねばならないことや通所ヘルパー利用ができない事など制度の不備を訴えました。

また高齢化を考えると「医療」が大きな問題になっている。その医療について、家族が病気で障害を持つ人の入所を緊急に希望される方が増えている。精いっぱい対応しているが限界がある。また施設での重病化での入院も大変だし、インフルエンザのように多数が発病すれば看護師だけでは手が回らないなど、施設や施設職員の善意だけでは解決できない。訪問医制度

の充実も必要だ。

時代がいくら変わろうとも制度がいくら変わろうとも、障害を持つ子どもが生きていくためには、何が必要であるかをはっきり見きわめ、親としてできる精一杯のこと(自助)をすることです。個人ではすぐ限界に達するので、家族会の会員が一緒になっての運動(共助)も大切です。これでも行政への訴えにはおのずと限界が見えてくるのですが、あきらめずに続けることが重要です。

## こうべ

会長 木村 三規子

年度初めの活動抱負の課題に、家族や利用者に伴う高齢化が進み家族会活動の弱体化傾向に不安感があると掲げていたが、今でもその不安感はぬぐい切れていない。

しかし、その反面我が子やわが兄弟への思いはより一層強くなっていると思う。もう一度原点に戻り会員の結束や選ばれて誕生した意味合いを確認しながら一日一日を送っていきたいと思う。一月には念願であった全施連で決定した請願書を神戸市会議員に提出し、議会議長にも面談の機会を得られたことは、大きな進歩であったと思う。

### 〈主な活動〉

◇6/10 会長及び三役会

年度初めの総会

場所：あすてっぷKOBE 参加者50名

- 27年度事業報告、会計報告
- 28年度事業計画案 会計計画案
- 講演

「全国知的障害者施設家族会連合会のこれまでの活動とこれからの課題」

講師 全国・兵庫県知的障害者施設  
家族会連合会会長 由岐 透 氏

◇9/16 会長及び三役会

場所：あすてっぷKOBE 参加者46名

全国大会参加要請

こうべかぞくねっと研修会案内

松端市知連会長による、知的障害のある方が社会の経済を動かすとして施設利用料や報酬単価のながれを通所、入所、グループホームに分け説明していただく。

◇11/30 こうべかぞくねっと研修会

場所：健康ライフプラザ 参加者120名

当番園 自立センターひょうご

講演 「節目を迎える障害者福祉」

～そこで知的障害児・者の親は今何をすべきか～  
講師 NPO法人日本障害者協議会 代表

藤井 克徳 氏

**(その他)**

- ・ジョイフルコンサート 実行委員会
- ・理事会：5/11 10/3 11/8 11/18 11/25  
計5回

**■幼児部会活動報告**

こうべかぞくねっと理事 佐藤 三和

- ①9/12 こうべかぞくねっとの意義と必要性  
事務局 まるやまのばら 参加者5名
- ②10/21 こうべかぞくねっと説明会  
丸山学園保護者会出席者
- ③11/22 こうべかぞくねっと説明会  
場所：のばら学園
- ④11/25 6つのグループトーク  
場所：あすてっぷKOBE 参加者38名
- ⑤2/28 反省会と新役員紹介

**東・北播磨・淡路**

会長 吉岡 京子

**〈主な活動〉**

- 5/9 27年度活動報告・会計報告  
28年度活動計画  
場所：野口コミュニティ 参加者15名
- 12/5 研修会の打ち合わせ  
場所：明石木の根学園 参加者10名
- 1/27 研修会について  
場所：野口コミュニティ 参加者13名
- 2/7 研修会  
場所：明石中央体育館 参加者87名
- 理事会 4/26 10/11 1/24 3/22  
計4回

**〈研修会〉**

- 2/7 場所：明石中央体育館 参加者87名

**■講演のあらまし**

午前の講師は公私共にご多忙の中、明石市長 泉房穂氏にお願いしました。演題「支援が必要なすべての人にその人が必要とする支援を みんなで」市長は、素晴らしい経歴の持ち主です。  
“子供の頃からの思い”を話される時、市長ではなく個人としての家族の思いに心打きました。  
“市長としての思い”出来ることを見つけて、実際に始める（出来ないのでなく一つでも出来るようになる。）

“明石市から社会を変える”国・県・市と制度が下りてきているが、生活の一番近い所からと。“具体的な取り組み”福祉の充実は町の発展につながる。障害者もくらしやすくなるように、社会全体の「あたりまえ」を変えていきましょう。

「福祉を世の光に」～私たちのまちは、もっとやさしくなる～ともに頑張りましょう！と締めくくられました。

午後からは明石市福祉部障害者・高齢者支援担当

課長 青木 志保 氏(弁護士)

演題「障害のある人もない  
人もともに暮らす社会」  
ご自身も障害(病気)があ  
りわかつてもらうのに苦労さ  
れたとのこと。

合理化配慮によりくらしや  
すくなること・合理化配慮の  
内容が決まるまでの手順・受  
けるために必要なこと等など。

明石市はご存知の通り福祉に力を入れ、兵庫県一、全国一の障害者・高齢者に対してやさしいイメージがありましたが、お二人の講演を聞き、更に納得出来た研修会でした。

**西・中播磨**

会長 平山 昭利

平成28年度はひょうごかぞくねっとの諸活動計画と連携して、充実した運動を展開すべく、理事会・会長会で確認、特に、西中播磨地域で、赤い羽根共同募金助成によるイベントの開催を打診され、急遽、臨時理事会を5月9日に開催し、イベント開催を姫路市内で行うことを決定。9月、11月、翌1月とひょうごかぞくねっと事務局の協力を得て、本年2月5日「ハートフルカーニバル」のイベントを開催、関係各位のご協力のもと、成功裡に終えたことを心から感謝いたします。

H28年度は、7月、神奈川県、津久井やまゆり園で40名を超える死傷者を出す、単独犯では過去まれにみる凄惨な事件が発生、その後の対応に疑問点が浮上して、障害者にとって、4月から施行された「差別解消法」の逆行と憤りを禁じ得ない思いである。

2度とあってならならないし、風化させてもいいけない、その根底の思想を改める運動に取り組んでいきたい。その思いを強く感じつつ、H28年度も活動してきた。最大の“敵”は家族の無関心ではないでしょうか？

家族会が小異を捨てて大同に就く、協力を惜しまない活動に、更に取り組みたい。

**〈主な活動〉**

- 施設家族会会長会 5/25 9/21 11/25 1/25  
理事会 4/20 5/25 7/15 9/21 11/25  
1/25 計6回

**〈臨時打ち合わせ会〉 5/9 1/23****〈研修会〉**

- 11/10 場所：相生総合福祉会館  
参加者120名  
講演 「成年後見制度の取り組み」

**但馬・丹波**

会長 三浦 雅春

• H28年度も利用者家族の方々の高齢化が進む中、但

馬・丹波も高齢化問題を取り上げています。全国大会、中央研修会の参加が地域性もあり少ないので現状です。但し11月5日には「65歳問題」と題して由岐会長の講演会には71名の方が参加をされ非常に好評でした。

#### ・施設見学(特別養護老人ホーム三愛荘)

入所利用者とその家族も避けては通れない高齢化の波が押し寄せてきているので認知症・高齢知的障害者の介護施設を見学しました。31名の方が参加され大変参考になったようです。

#### ・24時間切れ目のない快適な暮らしを求める政府請願では養父市議会が可決したのを機に豊岡・丹波両市でも取り上げてもらえるよう展開中です。

#### 〈主な活動〉

- 4/29 理事会・会長会
- 7/16 会長会・理事会
- 9/3 会長会・理事会
- 11/18 会長会 研修会打ち合わせ
- 12/10 会長会・理事会
- 3/18 会長会・理事会

#### 〈研修会〉

- 10/3 場所:出石精和園
- 11/5 場所:出石健康センター  
参加者71名  
講 演:「65歳問題」  
講 師:全国・兵庫県知的障害者施設  
家族会連合会会长 由岐 透

#### 〈施設見学〉

- 10/13 場所:特別養護老人ホーム三愛荘  
参加者31名

## 平成28年度 但馬丹波かぞくねっと研修会



#### 〈第7回親子一泊研修旅行〉

12/4~5 場所:浜坂保養荘 参加者21名



## 幼児部会報告

こうべかぞくねっと理事 佐藤 三和

幼児期の保護者が持つ特有の問題や悩みの解決に役立つ場を提供したいという考えからスタートした幼児部の活動も、7年目を迎えました。これまで毎年、当番園が工夫を凝らし、研修会等の行事を開催しています。今年度は、11月25日に、あすてっぷKOBEにて、当番園であるのばら学園の企画の下、交流会を開催しました。

参加者38人が6つのテーブルに分かれ、グループトークをしました。思っていた以上に盛り上がり、笑い声が絶えませんでしたが、「今、子どものこんなことで悩んでいる」「どこにいけば、どういったサポートが受けられるのか?」など、保護者として直面している苦労の声もたくさん聞こえてきました。そうした悩みや疑問には、同じような境遇を抱える保護者同士で、様々な体験談や情報を提供し合っていました。

このように手軽に思いや情報を共有できる仲間との出会いは、大きな支えとなっていくでしょうし、視野も広げていってくれることと思います。今後も、幼児期の保護者が明るい気持ちで子どもとの暮らしを楽しんでいけるよう、幼児部の活動で少しでもお手伝いができたらと考えています。



◆エース保険の社名が変更になりました。

(新社名) Chubb 損害保険株式会社 略称: チャブ保険

世界最大級のスイスの保険会社エース・リミテッドがチャブ保険を買収し、チャブ・リミテッドに改名することになりました。保険内容・手続きについての変更はありません。

**おすすめ!! 互助会+チャブ保険**

(旧エース保険)

《例》	保険料	ケガ入院(1日)	7日間入院した場合
互助会	12,000円	付添婦 8,000円 個室使用料 5,000円	8,000円×7= 56,000円 5,000円×7= 35,000円
チャブ保険(Cプラン)	6,520円	1,400円	1,400円×7= 9,800円
合計金額	18,520円	14,400円	7日間 100,800円

**知的障害者福祉総合補償制度**

【兵庫県知的障害者施設家族会連合会】専用プラン

補償内容	Aプラン	Bプラン	Cプラン
年間保険料	11,730円	9,730円	6,520円
ケガ入院保険金(1日) 180日限度	2,900円	2,700円	1,400円
ケガ通院保険金(1日) 90日限度	1,900円	1,600円	800円
後遺障害保険金(最高)	188万円	181万円	187万円
死亡保険金	188万円	181万円	187万円
賠償責任補償(限度額) 1回の事故について	5,000万円	3,000万円	3,000万円

★何度、物を壊しても制限なく補償します!

★死亡保険金も大きな特徴です!!



**助け合えば力となる 互助の精神!!**

一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

◆ 入会金 10,000円

◆ 保険料 12,000円(年間)

【入院保障保険の保証内容】

- 付添介護保険金(付添人) 日額 上限 8,000円(被保険者負担実費×付添日数)
  - 付添保険金(家族) 日額 3時間以上 12時間未満(2,500円×付添日数)
  - 日額 12時間以上(5,000円×付添日数)
  - 差額ベット費用保険料 日額 上限 5,000円(負担実費×差額ベット利用日数)
  - 死亡保険金 保険証券記載の死亡保険金額 10,000円
- 【1会計年度(4/1~3/31) 90日を限度・通算限度日数 900日】



互助会は、まだ知的障害者が入れる保険が無かったころ、入院した際に負担を求められる室料と付添いについての補助を目的に、助け合おうという相互扶助の精神で立ち上げた組織です。

他の保険会社とは設立の志が違います。皆さんで守り育ててほしい組織です。

**知的・発達障がいのある方に毎日の安心をお届けする。**

**それが私たちの願いです。**

詳しい資料のご請求は  
**TEL 078-331-6751(代)**

個人でご加入いただける、安心の保険

ぜんちの **あんしん保険**

少額短期健康綜合保険(報告型)

○募集代理店

○(株)ワイトホケンセンター

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-19  
東洋ビル3階

○引受保険会社

○ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号  
岩本町シティプラザビル5階

赤い羽根共同募金助成事業

# ハートフルカーニバル

平成 29 年 2 月 5 日 (日)  
花の北市民広場 大ホール



赤い羽根共同募金の助成を受け  
今年もハートフルカーニバルを開催する事が  
できました。

会場を姫路に移し西・中播磨かぞくねっと  
が中心となり、ステージ・作品展  
作品販売など盛りだくさんの  
楽しい一日となりました。





## 施設のくらし どんなかな～ ③

3回シリーズの最終回です。



高知のあじさい園の施設職員研修で支援員たち自らが「施設は利用者にとって我が家になれるか」「職員の都合で決めていないか」を柱に点検表を作成されました。

その点検表を使ってひょうごかぞくねっと理事にわが子らの利用施設を点検してもらいました。

### 環境・環境整備

		回答数
清 居 室  環境整備	居室は毎日掃除し、清潔が保たれている	1
	居室はひとり部屋がほとんどである（80%以上である）	3
	利用者は24時間居室に自由に出入りできる	7
	トイレ臭も含めて施設独特の臭いがない	6
	食堂等共有部スペースは毎日掃除し、ゴミやほこりもなく常に整頓され清潔が保たれている	8
	普段できないガラスやエアコンなども定期的に掃除できている	9
	物品その他、破損したらすぐに修繕している	4
	蛍光灯や電球が切れたらすぐに取り換えている	8
	必要物品は切らさないよう、常に補充されている	6
	居室は常に整理整頓されている（ベッドメイキングや棚の上など）	5
	居室は利用者の私物の持込みができ、好みに応じた環境になっている	7
	施設内に絵や花などが飾られ、潤いがあり安らぐ環境である	7
	外周に花壇や緑があり、常にきれいに整備されている	7

- 一人になると好きなビデオばかり見てしまうので、ひとり部屋は心配です。
- 改築の度に一人部屋が増えているが、まだ3人部屋もある。
- 部屋を外から施錠するのは虐待だが、エリアごとに施錠するのも虐待にあたるのか？
- 建物の出入り口の施錠は？門の施錠は？施設としては管理責任もあるわけだし、どこまでがいいのが難しいと思う。
- 施設内に花瓶の花や置物が置かれている所もあり、殺風景なコンクリート壁の所もあり差が大きい。壊す人がいる、いないの問題ではないと思うが…。
- 外回りの花壇の整備など利用者にさせてほしいと思う。
- 室内の掃除など本人ができるように教えてほしい。



## 健康管理等体制・保健衛生

		回答数
健康管理等 体制	全職員が心肺蘇生法を習得し、緊急時に対応できる状態である	6
	AEDを設置している	8
	全職員がAEDの取り扱い・使用法を習得し、緊急時に対応できる	7
	嘱託医（配置医）を置いている	5
	看護師は複数人配置されており365日対応できる（深夜除く）	5
	24時間365日切れ目なく喀痰吸引できる職員配置をしている	0
保健 ・ 衛生	がん検診など、意向があれば健康診断以外の対応をしている	2
	医療機関と連携し、定期的に口腔ケアを行っている	9
	必要に応じてスキンケアや皮膚トラブルの処置を行っている	8



- 配置医がいるために、自由診療ができない場合もある。
- 歯科診療が難しい人たちなので、日頃の口腔衛生に配慮してほしい。
- 施設を「終の住処」にするためにAEDや喀痰吸引資格者の配置など、施設と話し合っていく必要がある。
- 高齢化と共にがんなどの病気も増えるので、保険なども考える必要がある。  
(兵庫県知的障害者施設利用者互助会は差額ベッドと付き添い補助に特化した保険)

## 管 理

		回答数
薬の管理	定期薬の管理をしている	9
	希望に応じ、臨時薬、頓服薬、塗り薬等の管理・支援をしている	7
	個々に応じた服薬支援をしている	9
	通常の服薬が困難な利用者へ、適切な対応をしている	9
金銭管理	本人・家族の意向にそった金銭管理を行っている	8
	金銭の使い方は、原則本人の意向に沿って対応している	4
私物	私物の管理、保管を適切に行っている	6
	必要な物品があれば、家族への連絡や購入等の対応をしている	7
	私物の管理は、できるだけ紛失や破損がないよう管理されている	6
	タンスや物入れは常に整理されている	4

- 入所施設でもある程度自由に好きなものが買えるような環境を作ってほしい。
- 自分の部屋の私物はその人の好みに合わせて居室らしくしてほしい。
- タンスや物入れの整理は本人もできるように、教えながらしてほしい。
- 洗濯物を出す、たたんで自室のタンスに入れるなどが自分でできるようになり感謝している。



## 接遇・マナー

		回答数
接遇 ・ マナー	全職員が明るく、きちんと挨拶できている	6
	服装は清潔で状況に合わせている	8
	髪は常に清潔に整えている	9
	爪は伸ばさずきれいに整えている	8
	髭はきれいに剃って整えている	8
	玄関の靴はいつもきれいに整頓されている	7
	外来者用スリッパはきれいで整頓されている	8



- にこやかにあいさつしてくれる職員と、無愛想な職員がいて戸惑う。
- 茶髪にネイルアートをしている支援員がいて驚いた。少なくとも爪はきれいに切るべきだと施設長に訴えた。

## 家族連絡

		回答数
家族連絡	頻繁に、帰宅時に事前に連絡がない皮下出血（アザ）や怪我がある	1
	時々、帰宅時に事前に連絡がない皮下出血（アザ）や怪我がある	3
	体調不良になった場合に連絡がある	13
	薬の変更等があった場合に連絡がある	7

- 小さな切り傷でも異常があると必ず連絡があるので安心している。
- 月2回の面接時に個別にその間の様子の説明がある。



## 泊を伴う外出・行事

		回答数
泊を伴う 外出	旅行がある	9
	目的地は利用者の希望が反映されている	3
	数人の少人数旅行がある	6
外出 ・ 行事	誕生日会など月に数回は行事がある	9
	月に1回以上、施設外の行事がある	4
	利用者の希望が反映された少人数の外出がある	9



- 年1回の日帰り旅行・3か月に1回の買い物外出。
- 海外旅行から日帰り旅行まで、いくつもの選択肢があり、利用者自身が選んで少人数で旅行している。（費用は個人持ち）
- ツアーバス企画を利用して旅行する。
- 月1回の誕生日会・季節ごとの園外行事・特別食などがある。

## その他

		回答数
その他	法人の理事に家族が入っている	9
	法人の評議員に家族が入っている	9
	家族会の代表と法人（施設長）と定期的な話し合いの場がある	11
	施設職員ぬきの家族だけの会議がある	8
	自立給付費・利用料の使途について明細報告が毎月ある	9
	預り金の明細報告が毎月ある	7
	家族会費は、定期的に施設のイベントに協力金を出している	8
	家族会費は積み立てて施設の改修などに寄付している	5
	家族会費は家族会の運営のみに利用している	8
	家族会費の収支報告はきちんとされている	9
	施設から自宅または最寄りの場所への送迎が有料である	3
	施設から自宅または最寄りの場所への送迎が無料である	6
	送迎の支援はない	5

- 家族会費は月1000円・2000円・3500円など、別途積立金がある。
- このたびの法改正で法人の理事に家族会の代表が入ることになった。
- 家族会の役員と施設職員幹部と話し合いを月1回で定期的に行っている。
- 施設への送迎に移動支援が使える市町とそうでない市町がある。
- 法人内の各施設の家族の代表と法人幹部との話し合いが年3回ある。
- 積立金でマイクロバスを買い、送迎や外出の機会を増やしてやりたい。
- 家族会費や給付費の報告はあるがきちんと見ていない家族が多いと聞く。使途や不明瞭な所はないか、又他施設との比較をして健全に運営されているか確かめることは大切。
- 法人の経営状態・使途や不明瞭な所はないか、又他施設との比較をして健全に運営されているか確かめることは、施設を信頼する基礎となるので大切だと考える。



通所・入所を問わずそれぞれの事業所はそれぞれに特色があり、利用者にあった支援がなされています。利用者の家族は自分の家族の利用している施設の様子をあまりご存じない場合もあるようです。ましてや他の施設がどのような支援をしているかは知る機会もないのが現状です。障害者権利条約の批准を機に、障害者への人権意識は向上してきています。しかし、旧態依然として合宿生活のように起床から就寝までタイトなタイムスケジュールの中で暮らしていたり、いたるところに鍵がかかっていたり、トイレにペーパーがなかなかたりする施設もあります。まさに玉石混交です。そこで利用されている施設の様子を改めてみる機会になればよいとこのアンケートを37号より3回にわたって掲載いたしました。どうぞご活用ください。

印刷物作成に関するご相談は.....

**DG デジタルグラフィック株式会社**

●記念誌 ●社内報 ●カタログ ●チラシ ●プリペイドカード  
●スクラッチ ●カラ一年賀状 ●その他一般印刷

〒650-0043 神戸市中央区弁天町1-1

**TEL.078-371-7000 FAX.078-371-7001**

[E-mail] [win@dgdg.co.jp](mailto:win@dgdg.co.jp) / [mac@dgdg.co.jp](mailto:mac@dgdg.co.jp)

[URL] <http://www.dgdg.co.jp/>



## 「障害があることは決して不幸ではない」

あかりの家保護者会長 久保田 忠幸

昨年11月4日「あかりの家」創立30周年を祝う記念式典と祝賀会が鹿島殿に於いて盛大に開催された。高砂市長を始め県障害福祉局長等

多数のご来賓、利用者とその家族、日頃お世話になっているボランティアの皆様、そして職員、総勢170名の大式典、大祝賀会を大成功裏に終えた。

利用者の奇声や立ち歩きも無く“ほんとに自閉症者の集いですか”と思うほど静かで厳かな時間であった。背広にネクタイ、ドレスアップした利用者たちは凛々しく、美しく輝いていた。私は祝賀会の席上、こんな挨拶をした。“水を飲むときは井戸を掘った人を忘れてはならない”と。

創立の5年前、あかりの家設立に向けて走り出した母達がいた。最初は3人でのスタートだった。しだいに多くの母達も加わり、土地、資金調達に懸命に走った。地元の理解を得るために一軒一軒戸別訪問し、親の心情を手紙に託し訴えた。だが理解を得られず断念した事もあった。その悔しさをバネに、ある時は東京までも足を運び資金補助を訴え、又つくだ煮、だし昆布、カットわかめ、ソックス等々、物品販売で地道に資金を積み立てた。全ては“子供たちの未来のため”に。“苦難を笑い飛ばしながら、持ち前の明るさで、健気に戦ってきた強き母達に私はあらためて最敬礼し感謝する”と。

その母達の汗と涙の戦いがあり今の「あかりの家」がある。今、あかりの家は自閉症専門の障害者支援施設として県内外から注目されている。特にここ数年スーパーバイザーの資格を持つ職員も増え、更にスーパーバイザーを養成する実践研修機関としても活躍されている。利用者を支援する「的確なスキル」と優しく包み込む「人間力」は年々磨かれ、「あかりの家」の利用者は“うらやまし”との声も聞こえてくる。



我が息子も「あかりの家」に入所してから27年になり今42歳。いいおっさんになった。思えば3歳で自閉症と診断されてから今日まで

家庭療育には積極的に関わりもせず仕事を優先してきた。妻が「言葉の教室」「体操教室」「太鼓教室」等々ママ友たちと走り回っている時も任せきりだった。若かった私は答えの見つからないこんな事を思っていた。

「なぜ、私を選んで息子として生まれてきたのか。誰でもこの世で果たす使命を持って生まれてくると言うが貴方はどんな使命を持って生まれてきたのか。それも障害を背負って。親を鍛えるため。家族の絆を強くするため。過去世からの縁によって…。何か意味があるはずである」と。

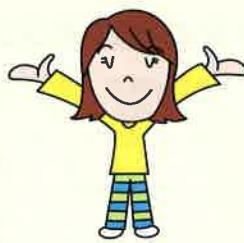
今、私は思う。「私を選んでくれてありがとう。貴方のお陰で家族は団結し、何があっても負けない強い心に鍛えられた。今、貴方といることが幸せであり楽しい。貴方がいない寂しく感じる。喜怒哀楽に満ち満ちた貴方との時間は家族にとって“意味あるもの”になった。そして貴方が背負ってきた使命を思う時、愛おしさが込み上げてくる」と。

そしてはっきり言える。「障害があることは決して不幸ではない。障害に負けることが不幸である」「障害に負けない心の強さこそ幸福への鍵である」「悩むより明るく楽しくたくましく挑もう」と。

社会的に高齢化が進み、障がい者も高齢化が進む中、高齢知的障がい者への医療対応、65歳到達時の介護対応等、課題もたくさんある。親が生きている間、元気な間は何とかできるが、親亡きあと、どこで・誰と・どのように暮らすのだろうか。将来への不安・心配は尽きない。これから私は貴方の為に何ができるだろうか。若き日の反省と後悔を胸に、少しでもあなた達が暮らしやすい環境づくりの為に走りたいと思っている。それが私の“使命”と感じて。



# わたしたちの がんばり



24



## いわやの風景

ワークセンターいわやは、定員70名の多機能事業所です。(生活介護60名、就労継続支援B型10名)

平成5年に開所し、今年で24年を迎えます。利用者の年齢、障害特性、性別等幅広く、施設の支援のご尽力に対し常日頃より感謝しております。

それでは当施設の28年度行事の一部を紹介いたします。

- 4月にグループごとのお花見をしました。

ホームページの事業所だよりに支援員さんと利用者が散歩している様子を掲載しました。当施設らしいのんびりとした様子がうかがわれました。



- 9月2日~3日と9月16日~17日の2班に分かれ《琵琶湖を望むパノラマ絶景とフルーツ味覚狩り》と称する一泊旅行をしました。

実施後の保護者会で、施設長さんから旅行の様子、利用者の行動をお聞きし、事業所仲間と一緒に旅行の経験ができて、本当に良かったと嬉しく思いました。このような機会がたくさんできれば良いのにと思います。

- 10月22日新緑福祉社会合同行事(ごようきまつり)に参加しました。

新緑福祉社会6施設が一堂に会してのお祭りです。(場所:しあわせの村) 支援員さんたちが趣向を凝らした催しをしてくださり、親子ともに楽しく参加できました。

6施設の支援員さん、利用者さん、保護者さんの年に一度の交流の場となっております。

これらは28年度行事の一部の紹介ですが、利用さんはどれにも自分なりの参加の仕方で楽しんで頑張っていたと思います。

こうべかぞくねっと  
ワークセンターいわや  
出来 竝江

利用さんは、行事だけでなく作業も頑張っています。頑張り方には個人差があり、必死にはし入れ作業をする人、さをり織る人、のんびりゆっくり行動する人、廊下で見張りをする人等本当にそれぞれの頑張りです。みんな当施設の利用者の姿です。

つづいて保護者会の紹介をさせていただきます。保護者会役員は13名で任期は1年となっています。

それでは保護者会の28年度行事を紹介いたします。

- 10月31日食事会&bingoゲームをしました。

日頃の煩わしさを忘れて楽しい時間が持てました。



- 12月2日施設見学を行いました。

28年度開所の“共同の苑もとやま園”を見学しました。短期入所併設の施設です。短期入所は、通所施設に通わせている保護者には必要な施設なので、たくさんの疑問質問をしておりました。

- 1月30日新年会を行いました。

当保護者会の新年会は、恒例のbingoゲームを行います。今年も例年通り盛り上がった会となりました。

保護者会は、毎月行っております。会員の意見を聞きながら会を運営しております。時には保護者会の議題、報告のない月もありますが、施設長さんに毎月出席していただいておりますので、利用者の様子、施設のいろんな報告等をお聞きできる会となっております。

これからも会員が月に一度の保護者会に出席して良かったと思ってもらえるように頑張らなければと思っています。

## 全国知的障害者施設家族会連合会報告

★全国知的障害者施設家族会連合会報告 第12回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 福岡大会  
10月18日～19日 ホテルセントラーゼ博多 「新しい施設」を語ろう～当事者の笑顔耀ぐ日のために～】

私たちは4年前に「新しい施設」のあり方に関する提言をおこない、以来、「新しい施設」の具体像を検討してきました。親・家族の想いや願いを集めるだけではなく施設経営者、施設職員も「新しい施設」を創造する当事者として捉え、それぞれの立場からのできること、しなければならないこと、あきらめてはいけないこと、あきらめなくともよいことを見つけ出し、つなぎあわせ、「新しい施設」の具体像を描きたいと思います。この大会には650名(兵庫より77名)が参加し、全施連顧問の北九州市立大学小賀久氏・埼玉大学宗澤忠雄氏を中心に有意義な討議がなされました。



また、今年は厚生労働省より菅 洋一郎障害福祉課課長補佐を招き「障害者総合支援法3年後の見直し等について」と題して講演も行いました。

★第4回社員総会&H28年度第1回理事会 6月7日～8日 新大阪ガーデンプラザホテル  
H27年度事業・会計報告 H28年度事業・会計計画



★第2回 理事会 10月19日 全国大会後

上半期活動報告と下半期の活動具体案について

全施連の名称変更や4項目の地方請願について討議されました

★緊急代表者会議 8月5日 神戸労働会館

神奈川県津久井やまゆり園事件を受けて、詳細説明とその検証や対応等について話し合いました。田中幹夫弁護士を招き、法律面からも分析していただきました。特に被害に合わされた方の名前が匿名だったことについては賛否を取れるような簡単な問題ではなく、障害者を抱えた家族の苦悩がうかがえました。

★第3回 理事会 H29年3月28日～29日 新大阪ガーデンプラザホテル 開催予定

★PT会議 II

・6月6日(新大阪ガーデンプラザホテル)・8月29日～30日(東京中目黒会館)にて宗澤忠雄・小賀久両教授を中心に、地元の会員や施設関係者も交えて白熱の議論がなされました。それらが小賀氏による全国大会での基調講演へつながりました。

★民進党障がい福祉施策議員連盟との意見交換会

4月9日民主党時代の障がい福祉施策議員連盟を核に維新の会を加えて、民進党障がい福祉施策議員連盟との意見交換会を実施し、要望書を手渡しました。

★厚労省との面談

12月8日厚労省内山博之氏(障害福祉課長)菅洋一郎氏(障害福祉課課長補佐)原雄亮氏(福祉サービス係長)の3名と膝つきあわせて話すことができました。入所はもちろんですが、高齢化著しい在宅通所利用者の実態を訴えました。また定期的にこのような会を続けたい旨も伝えました。

### 第13回一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会全国大会

1. 日時：平成29年10月3日(火)～4日(水) 2. 場所：秋田キャッスルホテル (JR秋田駅徒歩3分)

3. 大会参加費 6000円 交流会 7000円 (参加費はひょうごかぞくねっとが補助の予定)

※詳しくは後日施設家族会を通じてお知らせいたします。※少し遅いですが昨年に続き大勢のご参加をお待ちしております。

H ひょうごかぞくねっと  
29 年度 年間計画

月	日	曜日	内容	場所	備考
4	17	月	第1回正副会長会	事務所	評議員会提案
4	26	水	第1回理事会	未定	
6	23	金	評議員会	未定	
※6	13～14	火～水	全施連総会		
7	7	金	第2回正副会長会	事務所	全国大会動員について 中央研修会提案 たより発行準備
7	19	水	第2回理事会	福祉センター	
9	6	水	第3回正副会長会	事務所	
※10	3～4	火～水	全国大会	秋田	
11	15	水	中央研修会	県民会館	
1			第4回正副会長会		賀詞交換会後
2	9	金	第3回理事会	福祉センター	来年度に向けて・たより発行準備

### 兵庫県知的障害者施設家族会連合会

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1

神戸市立総合福祉センター2F

TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931

mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

事務局(月・水・金 10:00～16:00)

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)ホームページ

URL : <http://zenshiren.web.fc2.com/>

### 編集後記

最近、新聞記事で高齢者の運転事故、障害者虐待の事件が目に入っています。

H30年には総合支援法改正の時期になります。いつどうなっていくのか、先行きが見えず、不安ですが、親が一丸となって力をあわせていくしかないですね。

皆の幸せの信じて!!

(Y)

《表紙題字 芝 貴弘 氏(尼崎武庫川園)》

広報委員会 阪神かぞくねっと 東北播磨かぞくねっと 事務局